

熊本市総合計画について

1 総合計画の位置づけ

都市が目指す将来像を描くとともに、その実現のためのまちづくりの方向、基本方針、主な施策を定めた長期的なまちづくり計画であり、行政各分野の計画・事業の基本となるとともに、まちづくりに関わる市民や団体にとっての指針となるものである。本市では、昭和39年に第1次総合計画を策定、以降社会情勢の変化等に対応すべく改定を重ね、今回が第6次の計画となる。

2 一般的な構成

(1) 基本構想

都市の将来像やまちづくりの理念を明らかにし、それを実現するための基本方向を示す。なお、基本構想は地方自治法第2条第4項で策定を義務付けられており、議会の議決を要する。

(2) 基本計画

基本構想を受け、各分野の基本方針や目標、施策の体系を示す。なお、熊本市においては、基本計画についても「地方自治法第96条第2項の規定により議会の議決すべき事件を指定する条例」第2条の規定により、市議会の議決を要する。

(3) 実施計画

基本計画に基づく具体的な事務事業の実施プログラムであり、事業のスケジュール、事業手法などを示す。行政評価の仕組みを導入し、「計画（Plan）→実施（Do）→評価（Check）→改善（Action）」の「マネジメント・サイクル」による進行管理を行っている。

3 市民参画の取り組み

「総合計画、まちづくり戦略計画検証市民会議」による現行計画の検証、「基本構想審議会」による基本構想案の立案、「協働と自主自立のまちづくり検討会議」による役割分担案の検討のほか、素案の策定段階における地域説明会、シンポジウム等の開催や新聞広告やホームページによる広報活動と意見募集及びパブリックコメントの実施など、積極的な情報提供はもとより計画策定への参画機会に拡充に努めている。